

## 論点を踏まえた社会福祉連携推進法人(仮称)のイメージ

良質な福祉サービスの提供と社会福祉法人の経営基盤の強化に向けた連携を促進するため、「社会福祉協議会や法人間の緩やかな連携」、「合併、事業譲渡」しかなかった社会福祉法人間の連携方策に、社会福祉法人の自主性を確保しつつ、連携を強化できる新たな選択肢の一つとして、社会福祉法人を中核とする非営利連携法人である「社会福祉連携推進法人(仮称)」を創設する。

### 社会福祉連携推進法人（仮称）



#### 【連携法人の認定】

一般社団法人のうち、社会福祉に係る業務の連携を推進するための方針(「社会福祉連携推進方針」(仮称))の策定等、一定の基準に適合すると認めるものを所轄庁が認定。

#### 【社員の範囲】

社員は、社会福祉事業を行っている法人、関係自治体、その他連携業務に関する業務を行う者(社会福祉従事者養成機関等)とし、社会福祉事業を行っている法人が2以上(うち社会福祉法人が1以上が必須)。

#### 【業務・活動区域】 「社会福祉連携推進方針」(仮称)に盛り込んだ業務を実施。同方針には、活動区域も規定。

- ・ 地域共生社会の実現に資する業務の実施に向けた種別を超えた連携支援
- ・ 災害対応に係る連携体制の整備
- ・ 福祉人材不足への対応(外国人福祉人材の確保や人材育成)
- ・ 設備の共同購入等の社会福祉事業の経営に関する支援
- ・ 社員である社会福祉法人への資金の貸付等 等

※ 連携法人が社会福祉事業を行うことは不可。

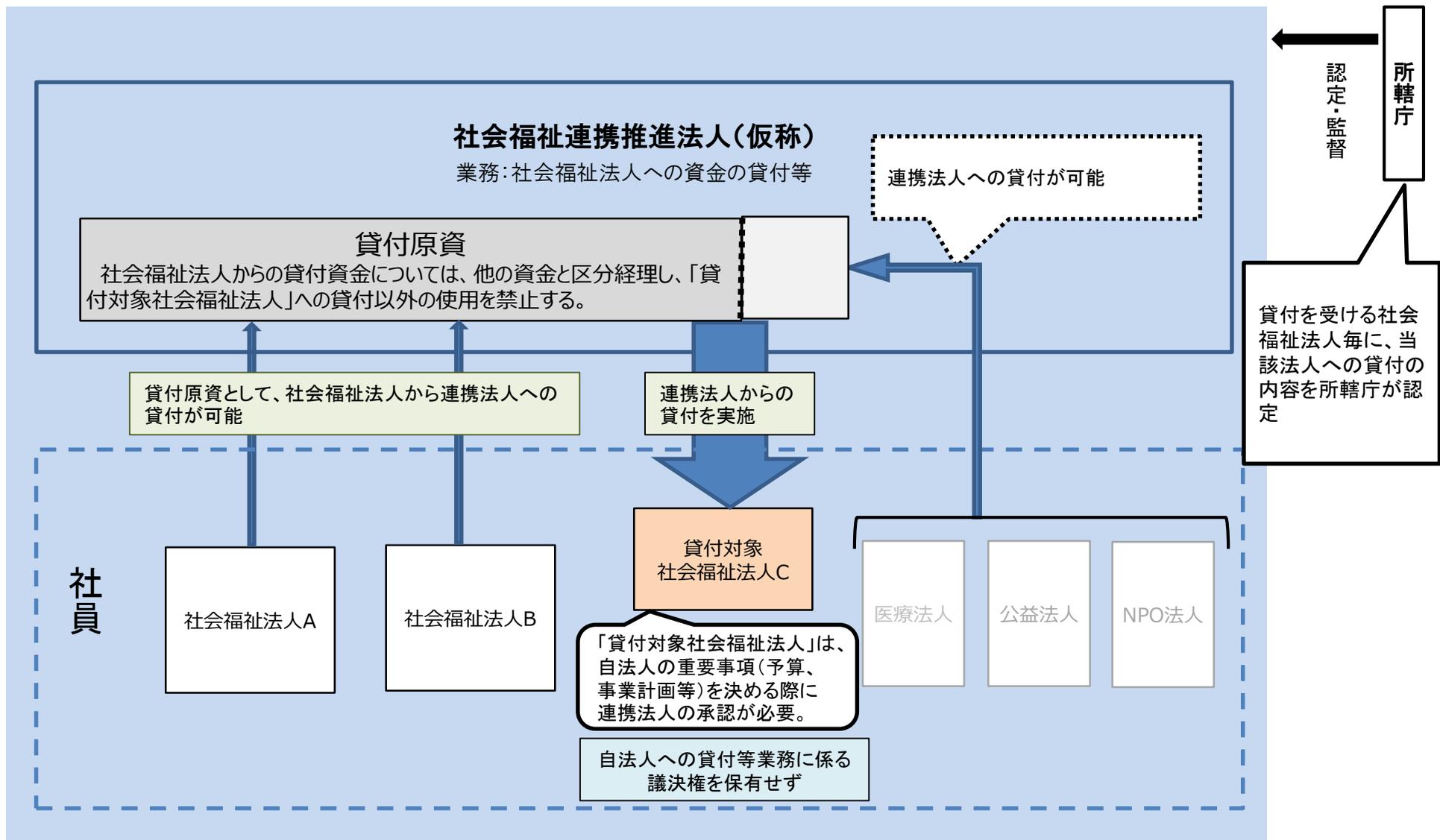
#### 【経費】 社員からの会費、業務委託費

#### 【議決権】 1社員1議決権を有する。

#### 【代表理事】 所轄庁の認可が必要。

#### 【合併】 連携法人の合併は認めない。

# ○社会福祉法人への資金の貸付等業務イメージ



(※) 地域医療連携推進法人においても、連携法人が社員(参加法人)への貸付を行う仕組みとなっている。